

別記様式第1号(第四関係)

こうねちくかつせいかけいかく  
高根地区活性化計画

広島県  
広島県尾道市

平成21年10月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	尾道市 高根地区	都道府県名	広島県	市町村名	尾道市	地区名	高根地区	計画期間	平成22年度～平成26年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	-----	------	------	---------------

**目 標 :**  
レモンの周年供給計画の一環として、高根地区の内之浦において、農用地の集積を行い、基盤整備と低コスト耐候性ハウスを建設することにより、地域農業の活性化及び担い手の育成を図り、世帯数を維持させる。  
世帯数（H18；209世帯）→（H21年；211世帯）→（H26年；211世帯）

**目標設定の考え方**

**地区の概要:**  
高根地区(島)は、芸予諸島と呼ばれる島々のほぼ中央部に位置し、古くから「早生みかん」の産地として全国的に知られている。島の周囲は10.8km、面積は5.57km<sup>2</sup>で、瀬戸内海の温暖な気候と美しい景観に恵まれ、平均気温は15.6℃、年間降水量は1,100mm前後と少なく、柑橘栽培の適地と言える。地質は主に花崗岩である。  
生口島の大部分とあわせて「尾道市瀬戸田町」を構成し、柑橘産地である瀬戸田地域の先進的・中心的地区である。現在、211世帯・612人（\*平成21年3月31日時点）が生活している。

**現状と課題**  
温暖な気象条件を生かし、温州みかんを主体とした農業を展開してきたが、昭和40年代後半から価格低迷に対処するため晩柑類へ品種更新を進めてきた。  
しかし、年々厳しさを増す産地間競争に加え、急傾斜地の条件の中、生産者の高齢化や後継者不足による高品質果実の生産確保や省力化といった生産上の課題が深刻化し、抜本的な対応が求められている。

**今後の展開方向等**  
安全で食べやすく、消費者が求め・満足する高品質果実の生産体制の確立のため、生産から販売まで一貫した取り組みを行い、高品質でかつトータルコスト低減の両立を図る。あわせて生産基盤整備を進め、所得向上と後継者育成・担い手確保を達成し、さらに、定住戸数を維持させ、「次世代に繋ぐ柑橘産地の構造改革」に繋げる。  
このため、内之浦地区において、基盤整備し低コスト耐候性ハウスを建設、国産レモンの端境期である7月～9月に「ハウスレモン」として出荷し、目標の一環であるレモンの「周年供給体制の確立」を実現する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
尾道市	高根地区	農地等補完保全整備(産地振興追加補完整備)	尾道市	有	イ	区画整理
			農事組合法人レモンの郷	有	イ	生産技術高度化施設

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

高根地区(広島県尾道市)	区域面積	557ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積は557haであり、このうち農林地面積は437haで78.5%を占める。 (農地面積240ha(尾道市農業委員会農家台帳管理システムによる)、山林197ha(瀬戸田農業振興地域整備計画による)) また、人口のうち79.12%以上が農業従事者であることから当該地域において農業が重要な役割を担っている。(2005年農林業センサスによる)</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 農家人口の減少(H12:523名→H17:468名; 10.52%減)。(2000年、2005年農林業センサスによる) 農業者の高齢化(H12:32.14% →H17:36.32%)。(2000年、2005年農林業センサスによる) また、本地区は市総合計画に位置付けられており、農山漁村活性化における重点地域である。 以上から、定住促進が当該地域の活性化にとって必要不可欠である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該区域の集落形態は県道370号線に散在集落である。 県道沿いに工場が点在する程度で、市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者			農地	市民農園施設
						氏名	住所		氏名	住所		市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

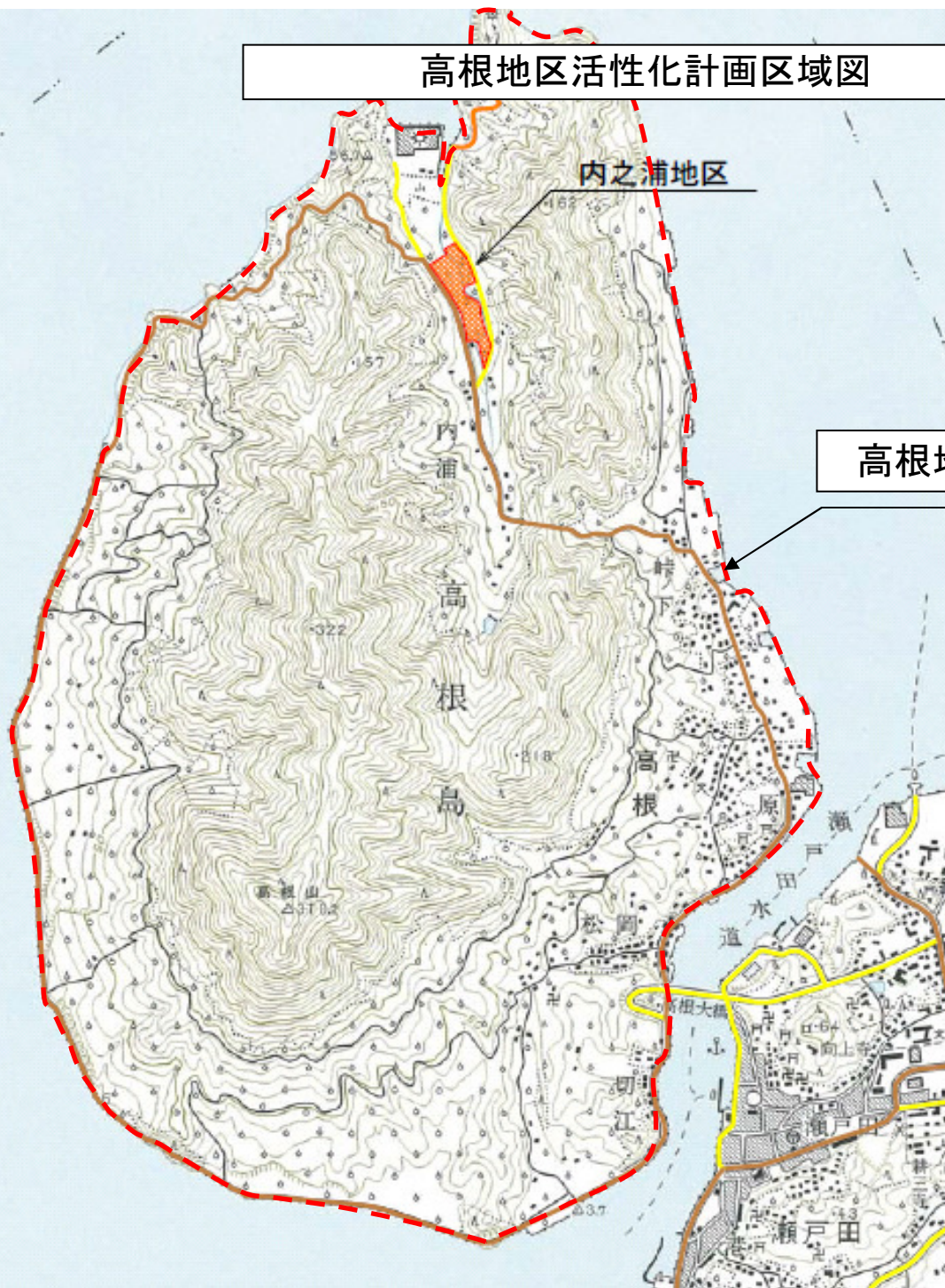
## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画区域内の世帯数について、計画期間終了時点で住民基本台帳により、定住状況を把握した上で、市及び県が目標達成状況の検証を行い、評価の妥当性について第三者への意見聴取を行う。

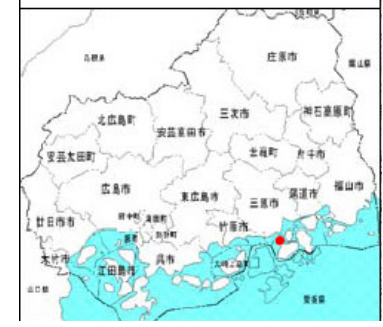
# 高根地区活性化計画区域図



内之浦地区

高根地区活性化計画区域(557ha)

## 県内位置図



## 凡例

計画区域	
事業位置	



## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ひろしまけん	平成22年度～平成24年度
(代表)広島県 ひろしまけんおのみちし	
広島県尾道市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県 農林整備局 農業基盤課 農道水利室	082-513-3655	082-228-1301	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp
尾道市 瀬戸田支所 地域対策課 産業振興係	0845-27-2212	0845-27-4138	<a href="mailto:setoda.tiiki@city.onomichi.hiroshima.jp">setoda.tiiki@city.onomichi.hiroshima.jp</a>

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
地域産物の販売量の増加	362.5	計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%)=(計画期間の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標)÷計画期間前の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状))×100-100 $37(t) \div 8(t) \times 100 - 100 = 362.5\%$
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
本計画は、高根島の内之浦地区において、農用地の集積を行い、基盤整備と低コスト耐候性ハウスを建設することにより、高根地区のハウスレモンの販売量を増加させる。 (H21)8t →(H26) 37t [JA三原 柑橘事業本部扱い]		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		



### Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

#### 1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠及び農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

#### 2 農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)

優先枠	交付対象事業と併せて実施される関連事業		関連施策と交付対象事業との関連性及び併せ行うことにより期待される効果
	施策の名称	所管省庁	
農山漁村地域再生対策(農山漁村プロジェクト交付金特別枠)			





(参考様式2)

# 事前点検シート

計画主体名	広島県、広島県尾道市	
計画期間 実施期間	H22度～H26度 H22度～H24度	総事業費(交付金) 250,000千円(130,250千円)

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する担い手への農地利用集積を目標としており、基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	「尾道農業振興地域整備計画」の農用地等保全整備計画に本地区の整備は位置付けられており、各種関連制度・施策との連携等が図られていると判断する。あわせて、「瀬戸田果樹産地構造改革計画」(平成18年12月)においても、レモンは推進品種であり、区域内の園地は、産地として維持する園地に位置づけられている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	高根行政区で地域住民の合意を得ている。あわせて、高根地区の生販委員会等を通じた各農家との話し合いの中から、本事業が構築された。
事業の推進体制は確立されているか	○	農事組合法人 レモンの郷 が推進にあたっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	目標は定住戸数の維持であり、事業活用活性化計画目標は法人経営を確かなものとするための集積としており、整合性が確保されていると判断する。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間、実施期間とも5年としており、支援交付金実施要綱第3の3及び要領第3の1に照らして適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業費250,000千円のうち区画整理105,000千円(55%)、生産技術高度化施設145,000千円(50%)、事務費4,830千円のうち2,415千円(50%)であり限度額範囲内である。

## 2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	平成22年度新規申請である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	区画整理において最も短い耐用年数は舗装(アスファルト)の10年であり、5年以上のものである。生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス)の耐用年数は本体14年、暖房設備7年であり、5年以上のものである。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	総費用総便益比 1.11 $\geq$ 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	営農ビジョンが策定されており、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は尾道市(区画整理)及び農事組合法人 レモンの郷(生産技術高度化施設)である。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	基盤整備事業費については、土地改良工事積算基準により適正に算出している。 また、今回整備する生産技術高度化施設の整備単価は13,990千円/m <sup>2</sup> で、強い農業づくり交付金の施設別上限建設費24,500千円(※)を下回っており、過大な積算とは言えない。 (※: 35,000千円/m <sup>2</sup> (内部設備がある場合)×0.7(低コスト耐候性ハウスであるため、従来事業費比の7割となる)=24,500千円)
建設・整備コストの低減に努めているか	○	再生資材を利用するなどコスト削減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか	○	道水路敷は換地により市が取得する。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	尾道市総合計画(実施計画)に位置付けられており、十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	産地振興追加補完整備において整備された施設については、尾道市及び農事組合法人で管理することとしている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	